

島根県報

第一、四八七号

平成十五年七月十五日

(火曜日)

目 次

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 (林業課) 一

告 示

保安林予定森林(六件) (森林整備課) 一

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生 (水産課) 四

建設工事請負契約書の書式の廃止 (土木総務課) 四

都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 四

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審査課) 四

公 告 () 五

開発行為に関する工事の完了 () 五

人委規則 () 五

島根県が公平士委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則(規則第八号)

一 規則の概要

貸付利率を変更することとした。(別表関係)

二 施行期日

公布の日から施行し、平成十四年十一月十一日から適用することとした。

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十一号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則(昭和五十五年島根県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第七号貸付条件の欄中、「年一・五五パーセント」を「年二・〇パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年一・八五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の規定は、平成十四年十一月十一日から適用する。

2 平成十四年十一月十一日前にこの規則による改正前の島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の規定に基づいて貸し付けられた木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第六百十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町大字田一穂字観音隘五四四、字堂ヶ溢五五五、五四六、五四七の二から五四七の三まで、一五〇二から一五〇四まで、一五〇五の二、一五〇五の三、一五〇六、一五〇七、字背戸山一五〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂ヶ溢五四六、五四七の二、五四七の三、一五〇四、一五〇六、字背戸山一五〇八
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第六百十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

平田市美談町字東谷一七八二の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第六百十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡石見町大字矢上七九八七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び石見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第六百十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

仁多郡横田町大字小馬木字西矢入一七四七の六五、一七四七の七六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西矢入一七四七の六五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び横田町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第六百十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

仁多郡横田町大字小馬木字西矢入一七四七の四一、一七四七の七一、字狐岩一八二〇、一八一の一、字長以後一八二二の一、字東小屋ノ谷一八三二の四六、一八三二の四七、一八三二の六二、字西小屋ノ谷一八三三の九七、字丈ヶ谷下ノ以後一九八二内一、一九八二の三、字小森鉄山二〇〇五の三、字板敷滝ノ谷二四六五の二〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び横田町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第六百十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

松江秋鹿町字一ノ井手四三二九、四三三〇、字山吹四三二一から四三三三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第六百十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄田信義

大社町加入区（大社町漁業協同組合）

島根県告示第六百十九号

建設工事請負契約書の書式（平成八年島根県告示第三百四十七号）は廃止し、平成十五年八月一日から施行する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

出雲市今市町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び出雲市役所

島根県告示第六百二十一号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄田信義

指定年月日	指定番号	新		旧	
指定年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名	売りさばき場所	住所及び氏名
昭和四十二年六月十一日	八四〇	仁多郡仁多町 大字三成一九 八番地五	仁多郡仁多町 大字三成一九 八番地五 仁多郡交通安全協会 会長 絲原 徳康	仁多郡仁多町 大字三成一九 八番地五	同上 仁多郡交通安全協会 交通安全協会 仁多支部長 絲原 義隆

昭和四十一年五月二十四日	八三六	能義郡広瀬町 布部一八三番地一	能義郡広瀬町 布部一八三番地一	安来市上坂田 二四八番地	安来市上坂田 二四八番地
		能義郡広瀬町 布部一八三番地一	社団法人 島根県猟友会安来能義支部 安来市能義郡 小藤 常夫	安来市上坂田 二四八番地	島根県猟友会 安来能義支部 会長 近藤 伴幸

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月十五日

島根県知事 澄田 信義

一 開発区域

出雲市大津朝倉二丁目五番一 外十四筆

面積 六、五六六・九七平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町六〇九番地

株式会社 ウシオ 代表取締役 牛尾尚正

人事委員会規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月十五日

島根県人事委員会規則第十八号

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年島根県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の五第三項」に改める。

別表第四中

町長部局	参事 課長 総務課長補佐（行政担当に限る。）
------	------------------------

を

町長部局	理事 参事 課長 総務課長補佐（行政担当に限る。）
------	---------------------------

に改める。

別表第十三中

町長部局	総務課長 財務課長 企画課長 総務課長補佐 財務課長補佐（財務担当に限る。） 総務係長 財務係長
------	--

を

町長部局	総務課長 財務課長 地域振興課長 総務課チームリーダー及び課長補佐（財務担当に限る。） 総務係長 財務係長
------	---

に改める。

別表第二十四中

町長部局	理事 課長 出納室長 総務課長補佐 総務係長 財政係長
------	-----------------------------

を

町長部局	理事 課長 出納室長 地域振興室長 総務課長補佐 総務係長 財政係長
------	------------------------------------

毎週火・金曜日発行

に改める。

別表第七十五を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十五年七月八日印刷
平成十五年七月八日発行

発行者
島 根 県

発行所
松江学殿町
松島根県庁
印刷所

定価一箇月 金二千四百三十円(送料共)